

意見書（医療機関記入）

園長 殿

入所児童名

病名「 」と診断され、

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。 年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン様式（平成 24 年 11 月版）

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日目から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては 3 日）
風しん	発しん出現 1~2 日まえから痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺膨張後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出欠性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1~2 週間、便から数週間~数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで